

根室市新型コロナウィルス感染症緊急経済対策事業 (市内消費喚起商品券発行事業)

根室市プレミアム付商品券(全店共通商品券・飲食店限定商品券)の取扱店を募集

根室商工会議所では、今回発行致します「プレミアム付商品券(全店共通商品券及び飲食店限定商品券)」を取り扱って頂ける店舗・事業所を**6月1日(水)**より募集開始します。

(※ 商品券を取り扱うためには、登録が必要です。)

市民の皆様の利便性を高め、市内経済の活性化させるために多くの店舗・事業所の参加をお願いします。

(※ 登録手数料・換金手数料・振込手数料は無料です)

【取扱店の登録方法】

プレミアム付商品券(全店共通商品券及び飲食店限定商品券)を取扱う事業者の登録を受けるには、「市内消費喚起商品券発行事業 特定事業者登録申請書」と「誓約書(新北海道スタイルの実践について)」に必要事項を記入の上、根室商工会議所申請窓口(下記窓口)に申請願います。

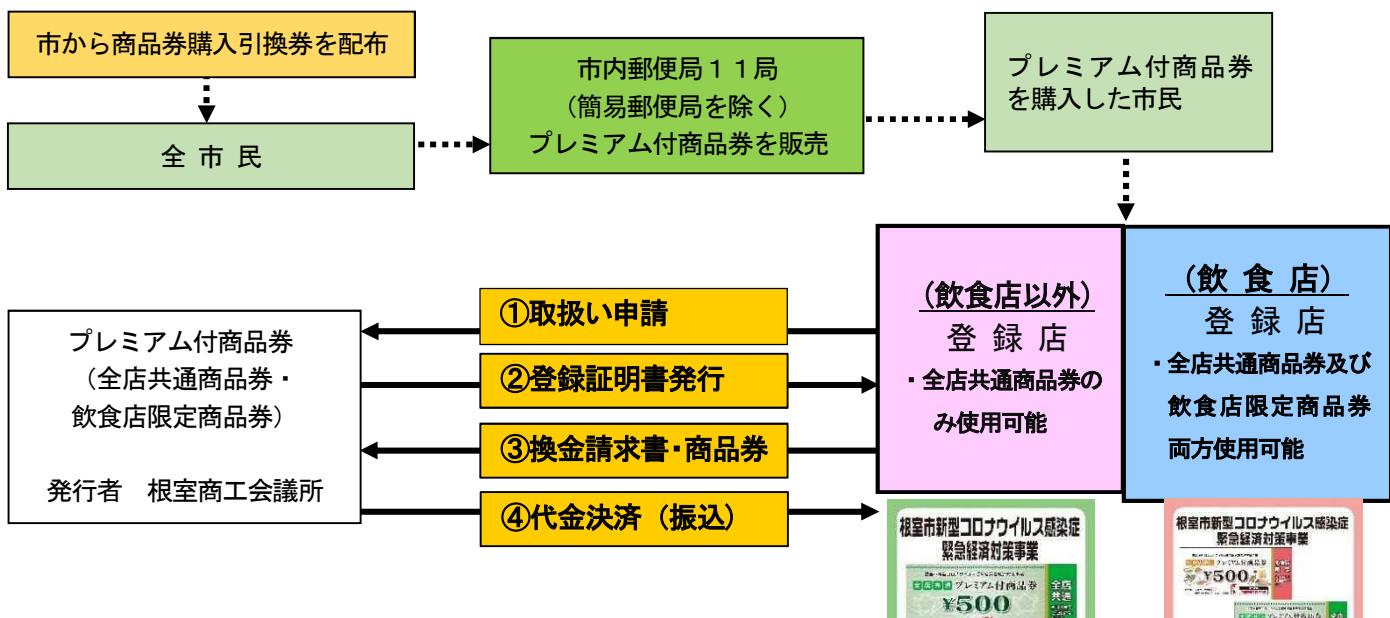
(※ 申請書は根室商工会議所のホームページか下記窓口でも取得が出来ます)

	申 請 期 間	申 請 窓 口	備 考
登録募集 (1次)	6月1日(水)~6月30日(木) 午前9時~午後5時まで *但し、土・日・祭日は休み	根室商工会館2階 根室商工会議所 事務所	7月に市民へ配布する取扱事業所の案内チラシ掲載されます。
登録募集 (随時)	7月1日(金)~翌年1月31日(火) 午前9時~午後5時まで *但し、土・日・祭日及び年末年始は休み	根室商工会館2階	上記の案内チラシには掲載されませんが、ホームページや8月以降のチラシに掲載可能

【登録の資格等】

特定事業者として登録できる事業者は、根室市の行政区域内に店舗を有し、小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、各種サービス業等、一般消費者が利用可能な商品の購入またはサービスを提供することが可能な事業者とする。ただし、根室市暴力団排除条例(平成25年根室市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係事業者を除く。

【商品券発行から換金までの流れ】



【お問合せ先】根室商工会議所 TEL 0153 - 24 - 2062